

37 岐阜県立下呂特別支援学校 P T A 会則

(名称)

第1条 本会は、岐阜県立下呂特別支援学校 P T A と称し、事務局を岐阜県立下呂特別支援学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、父母等と教職員が協力し、児童生徒の健全な発達及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 児童生徒の教育向上を目的とする事業。
- (2) 児童生徒の育成及び福利厚生を目的とする事業。
- (3) 会員相互の教養を高める事業。
- (4) その他目的達成のため必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、岐阜県立下呂特別支援学校の児童生徒の父母等及び教職員とする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1名 (高等部3年父母等)
副 会 長	2名 (高等部2年父母等、中学部2, 3年父母等)
庶 務 会 計	2名 (中学部2, 3年父母等1名、教職員1名) →小学部6年生父母等1名

2 任期は1年(4月1日から翌年3月31日)とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第6条 本会に、役員会の協議により顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を統括するとともに、諸会議を召集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはこれを代行する。
- (3) 庶務会計は、本会の庶務を担当し、諸記録の作成保持及び経理事務を行う。

(役員を選出)

第8条 役員を選出は次の方法による。

- (1) 会長は、任期終了後、その任を高等部の副会長に委譲し、総会の承認を経て決定する。
- (2) 副会長は、高等部1年父母等の中から1名、中学部1, 2年父母等の中から1名を、互選により選出し、総会の承認を経て決定する。
- (3) 庶務会計は、中学部1, 2年父母等の中から互選により選出し、総会の承認を経て決定する。
→小学部5年父母等

(役員会)

第9条 役員会は、第5条の役員・第6条の顧問及び学校代表で構成し、その任務は次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案並びに報告書を作成する。
- (2) その他本会に関する緊急事項を審議する。

(会計監査委員会)

第10条 会計監査委員は2名とし、任期は1年とする。会計監査委員は、高等部父母等の中から互選により選出し、総会の承認を経て決定する。 →小中学部父母等

- 2 会計監査委員は、会計事務を監査する。また、必要に応じて随時監査を行うことができる。

(専門委員会)

第11条 本会の活動に必要な専門委員会を置く。委員長は、高等部父母等の中から互選により選出し、総会の承認を経て決定する。

- 2 専門委員会は、次により構成する。
進路・研修委員会、環境整備・広報委員会、厚生委員会

(総会)

第12条 総会は、毎年1回会長が召集する。なお必要に応じ臨時総会を開くことができる。

- 2 総会は委任状を含めて会員の2分の1以上の出席により成立し、議事は、その出席者の過半数の賛同によって可決する。
- 3 総会は、前年度の事業報告及び会計報告・当年度の事業計画及び会計予算案・役員改選・その他必要な事項について審議し議決する。

(会計)

第13条 本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、父母等を対象とし、毎年総会において決定する。兄弟姉妹がいる場合は、2人目以降は半額とする。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 4 本会の会計は、会計監査委員会の監査を受けなければならない。

(会則の改正)

第14条 本会の会則の改正は、委任状を含む総会の出席者の3分の2以上の同意によって成立する。なお、特に緊急性の事情により、会長が必要と認めた場合は、書面による提案、議決を行うことができる。

(附則)

慶弔支出基準

- (1) 児童生徒及び会員が死亡した場合。 10,000円
- (2) PTA会員の配偶者・子女が死亡した場合。 5,000円

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

この会則は、平成26年4月27日に一部改正する。

この会則は、令和4年4月28日に一部改正する。

この会則は、令和4年12月1日に一部改正する。

この会則は、令和5年4月28日に一部改正する。